

受配者指定寄付金の概要

1. 受配者指定寄付金について

日本私立学校振興・共済事業団（以下事業団という）が取り扱う「受配者指定寄付金制度」は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、事業団が企業等法人から寄付金を受入れ、これを寄付者（企業等法人）が指定する学校法人へ配付する事業です（下記図参照）。

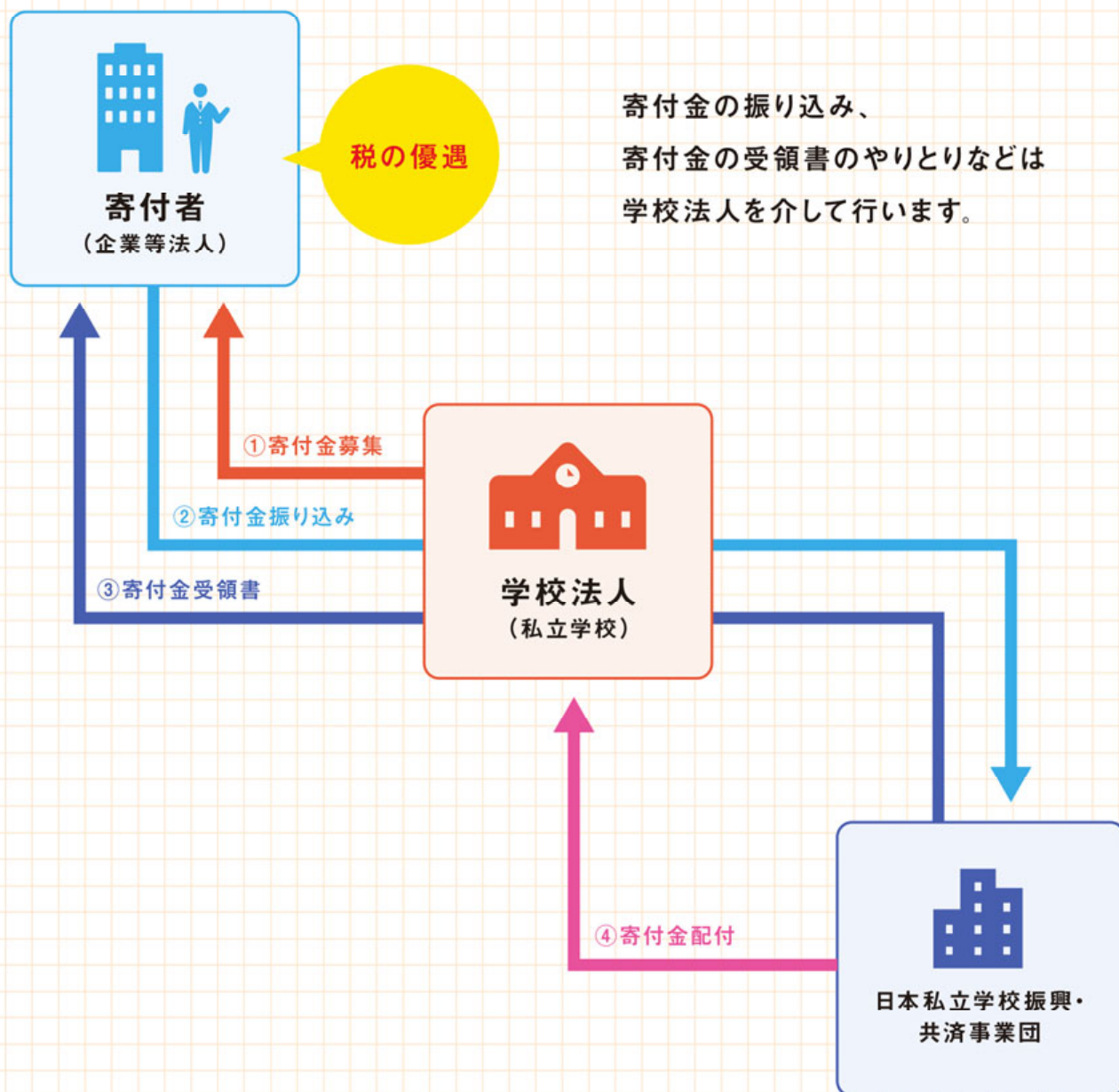
本制度は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号（P.41参照））を受けていますので、本制度を利用して私立学校へ寄付をした企業等法人は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することが認められています。

学校法人はこの制度を活用することにより、有効な募金活動を行うことができます。

寄付金は学校法人にとって重要な財源です。寄付金募集の際は、ぜひ本制度を積極的にご活用ください。

皆様のご利用をお待ちしております。

受配者指定寄付金の流れ





受配者指定寄付金制度の利用要件と対象学校

1. 利用要件

企業等法人からの寄付金を受配者指定寄付金として取り扱うためには、以下の（１）～（６）の要件をすべて満たす必要がありますので、ご注意ください。

（１）広く一般に募集され、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと。

①寄付者が当該寄付により特別な利益※を受けていないこと。

（ただし、原則として、施設・設備、寄付講座等に寄付者名を付すことは、寄付者が特別の利益を受けることには該当しません）

②寄付者が税制上の不当な軽減を企図したものではないこと。

③寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと。

（なお、一社からのみの寄付で、学校等の新設や移転に伴う大規模な寄付事業に充てられるものについては、事前にご相談ください。）

※特別な利益を受けるとは…たとえば、寄付者に対して当該寄付によって学校法人の役員等への就任、施設の優先的な利用、資産の譲渡、教育研究の成果物が寄付企業に帰属する等の対価を約束すること等が該当します。

（２）教育の振興、その他公益の増進に寄与するための支出で、

緊急を要するものに充てられることが確実であること。

（３）税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金ではないこと。

収益事業を行っていない公益法人等など。※学校法人からの寄付は対象となりません。

（４）すでに事業が終了している事業に充てる寄付金ではないこと。

（５）原則として、一口の寄付金額が、2,000円以上であること。

（６）以下に掲げる事業のための寄付金であること。

（ア）敷地、校舎その他付属設備の取得費

（イ）教育研究に要する経常的経費

（ウ）寄付講座及び寄付研究部門における教育研究の実施に伴う経費をまかなうことを目的として設定される基金

（エ）学費の貸与または給付を目的として設定される基金

（オ）教育研究に直接必要な資金の交付を行うことを目的として設定される基金

（カ）（ア）及び（イ）に要した借入金の返済の費用

（キ）現物寄付

（ク）新たに設置しようとする学校または専修学校の校地、校舎その他付属設備を取得するための資金

（ケ）新たな学校を設置するために必要な開設年度の経常経費

※（キ）（ク）（ケ）については別途要件があります。詳しくはP.23及びP.32をご覧ください。

■個人からの寄付金は取り扱いません。

個人からの寄付金については、受配者指定寄付金と同様の税の優遇措置を受けることができる特定公益増進法人の制度等をご利用ください。なお、受配者指定寄付金制度で受入れた寄付金は、所得税の税額控除の対象になりませんのでご注意ください。

2. 対象学校

【制度の対象となる学校】

- (1) 私立学校法第3条に規定する既設の学校法人（専修学校を設置する法人を含む。以下同じ。）が設置する学校教育法第1条に規定する学校（**大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、幼稚園、特別支援学校及び（2）に記載する認定こども園**をいう。以下同じ。）及び同法第124条に規定する専修学校（授業時間数が2,000時間以上の高等課程または授業時間数が1,700時間以上の専門課程を設置するものに限る。以下同じ。）。

※各種学校は対象となりません。

- (2) 学校法人が設置する、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園。
- (3) 既設の学校法人が新たに設置する学校教育法第1条に規定する学校（大学の学部・学部の学科、大学院及び大学の研究科、短期大学の学科並びに高等専門学校の学科を含む。）及び同法第124条に規定する専修学校。

※ 事前に寄付金募集のための寄附行為変更認可を受ける必要があります。詳しくはP.24 をご参照ください。

【制度の対象外となる学校法人】

次の（1）～（6）のいずれかに該当する学校法人は、原則として受配者指定寄付金の対象とはなりません。

- (1) 役員間、教職員間またはこれらの者との間において訟訴係属中その他内紛があり、寄付事業の適正な執行を期しがたいもの。
- (2) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、または銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫しているもの。
- (3) 法令に違反し、又は法令に基づく所轄庁の処分に違反し、相当期間を経過していないもの。
- (4) 私立大学等経常費補助金の全額不交付の措置を受けたもの。
- (5) 管理運営または経理その他事務処理が著しく適正を欠き、寄付事業の適正な執行を期しがたいもの。
- (6) その他対象としてふさわしくないもの。

【新たに学校法人を設立する場合（制度の対象外）】

新たに学校法人を設立し、学校を設置するための寄付金については、財務省が直接審査（個別指定）をするため**事業団では取り扱いません**。また、設立準備財団等を設立して学校法人を立ち上げる場合も同様に取り扱いません。

なお、令和5年度税制改正により、4年制大学、高等専門学校、専修学校専門課程を設置する学校法人等の設立のための費用に充てられる企業等からの寄付金について、一定の要件を満たしたもののについては、財務省による個別審査を経ずに全額損金算入の対象とされていますので、詳細は、所轄庁にお問い合わせください。

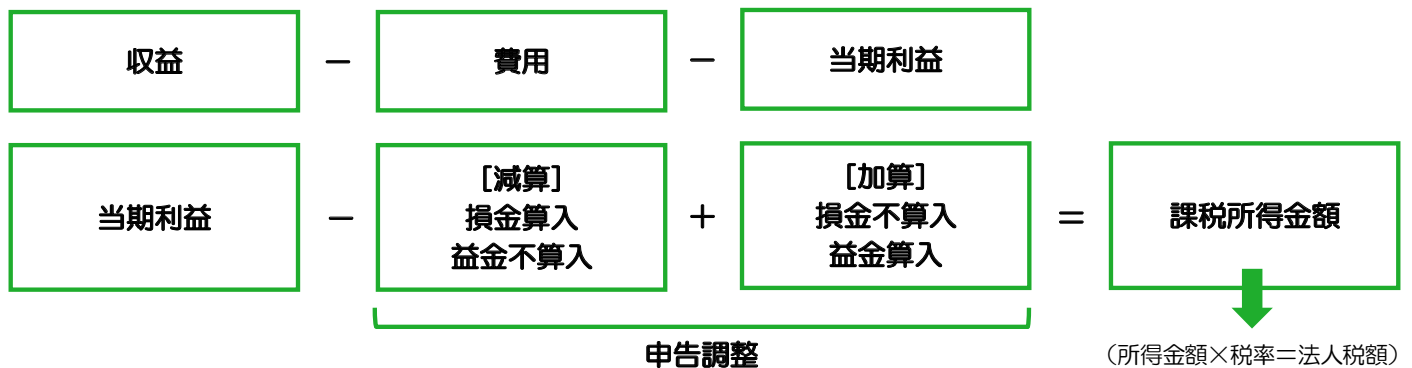


税の優遇措置 (令和7年2月現在)

1. 法人からの寄付金

私立学校に対する寄付には、事業団が取り扱う「受配者指定寄付金」と学校法人に直接寄付をする「特定公益増進法人」への寄付と大きく分けて2つあり、ともに税の優遇措置が認められています。

このうち「受配者指定寄付金制度」は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号（P.41参照））を受けており、企業等法人が私立学校へ寄付した場合、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することができる唯一の制度になります。



※受配者指定寄付金は、法人が寄付金を支出した（事業団に入金された日の属する）事業年度において所得金額の計算上全額損金に算入されます。特定公益増進法人への寄付の損金算入限度額は、下表をご覧ください。

- ◇寄付者が法人として寄付金を支出した場合でも、所轄税務署がその法人の役員等が個人として負担すべきものと認めるものについては、その負担すべき者に対する給与とみなされることがあります。
- ◇法人が複数の事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものとなります。したがって翌年度の寄付金支出として認められません。

■学校法人等に対する寄付に係る優遇措置一覧（参考）

寄付の受け手		損金算入限度額
学校法人 (私立学校)	受配者指定 寄付金	寄付金の全額が損金算入できる
	特定公益増進 法人 (注1)	$(\text{資本金} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$ (注2)
国立大学法人 (国・地方公共団体)		寄付金の全額が損金算入できる
その他の法人等（一般寄付）		$(\text{資本金} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 2.5\%) \times 1/4$

(注1) 「特定公益増進法人」である証明を所轄庁より受ける必要があります。

(注2) 「特定公益増進法人」への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができます。

■ 税負担額の比較（特定公益増進法人&受配者指定寄付金）

【寄付金の損金算入限度額の計算例】

（金額単位：円）

① 特別損金算入限度額

資本金	所得
$\left(200,000,000 \times 0.375\% + 20,000,000 \times 6.25\% \right) \times 50\% = 1,000,000$	

② 一般損金算入限度額

資本金	所得
$\left(200,000,000 \times 0.25\% + 20,000,000 \times 2.50\% \right) \times 25\% = 250,000$	

（注）①、②とも所得の金額は、寄付金支出前の当期の所得金額です。



【法人税の軽減額の計算例】

例えば寄付金を2,000,000円支出した場合

● 特定公益増進法人

	① 特別損金算入限度額 1,000,000	② 一般損金算入限度額 250,000
課税所得額	$\left(20,000,000 - 1,250,000 \right) = 18,750,000$	
法人税額	$\left(18,750,000 \times 23.2\% \right) = 4,350,000$	

（注）特別損金算入限度額を超える金額は、一般の寄付金の額に含める

● 受配者指定寄付金

	受配者指定寄付金は全額損金算入
課税所得額	$\left(20,000,000 - 2,000,000 \right) = 18,000,000$
法人税額	$\left(18,000,000 \times 23.2\% \right) = 4,176,000$

税負担減
△ 174,000 円

（注）法人税の税率は、簡便化して普通法人の税率で計算しています。

2. 個人からの寄付金（参考）

受配者指定寄付金では、個人からの寄付金は取り扱いません。

個人が学校法人に寄付をした場合の寄付金控除制度は「所得控除」と「税額控除」の2種類があります。寄付者の所得額や寄付金額によって控除できる金額が異なるため、寄付者はより有利な優遇措置を選択することができます。

ただし、寄付者が税制優遇措置を受けるためには、学校法人があらかじめ、所轄庁から“税制優遇の対象法人であること”の証明を受けておく必要がありますので、詳細は、所轄庁にお問い合わせください。

所得控除：「特定公益増進法人」の証明書の写しが必要です。

原則として、すべての学校法人は「特定公益増進法人」の証明を受けることができます。

税額控除：「税額控除対象法人」の証明書の写しが必要です。

証明を受けるためには、寄付実績等の要件を満たすことが必要です。